

取 扱 基 準

名 称	新潟市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金
補助区分	運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒
補助金の概要	がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり等の危険から住民の安全を守るため、災害危険区域等の区域内にある危険住宅（既存不適格住宅）の移転を行う場合、その費用の一部を補助します。
目 標	数値化 ☒ 非数値化 ☐ 補助件数 令和5年度 1件 令和6年度 1件 令和7年度 0件 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	補助事業者が個人のため、情報の公表は行いません。
補助対象経費の内 容	【除却費等】 危険住宅の除却及び引越し等に要する費用 【建物助成費】 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む）に要する資金を金融機関等から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%限度とする）に相当する額の費用
補助額及びその算定方法又は補助率	【除却費等】 ・除却費：木造31千円/㎡、非木造44千円/㎡ ・引越費等：1戸あたり上限975,000円 【建物助成費】 1戸あたり上限421万円（建物325万円、土地96万円） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 国の補助対象基準に準じて補助額を設定しているため。
開始時期	令和6年 3月 6日
評価の時期	令和7年 9月30日
終 期	令和8年 3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	[内容] [媒体]
担当部署	建築部 建築行政課 建築行政係 電 話 025-226-2837 e-mail kenchiku@city.niigata.lg.jp